

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日)

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

目 次

◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
◇告示 字の区域の変更等

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定
- 林業種苗法による生産事業者の登録

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年六月二十七日

別表第一（第二条関係）

現業職給料表

職務の等級 号 給	特1等級	1等級	2等級	3等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	107,900	76,600	—
2	185,600	113,400	78,900	71,000
3	192,800	118,900	81,400	73,000
4	200,100	124,500	83,900	75,100
5	207,400	130,200	86,800	76,600
6	215,000	135,700	90,000	78,900
7	222,600	141,100	93,200	81,400
8	230,200	146,500	97,500	83,900
9	237,800	151,300	102,400	86,800
10	245,500	162,200	107,800	90,000
11	253,200	168,500	112,800	93,200
12	260,800	174,600	117,100	96,100
13	268,400	180,700	121,300	102,400
14	275,800	191,100	130,200	107,800
15	283,100	198,200	135,700	112,800
16	288,900	205,400	141,100	117,100
17	294,600	212,700	146,500	121,300
18	298,500	220,000	151,300	130,200
19	302,300	227,300	156,000	135,700
20	306,100	234,400	168,500	141,100
21		241,500	174,600	146,500
22		248,200	180,700	151,300
23		254,800	186,800	156,000
24		260,000	192,900	160,500
25		265,000	198,900	165,000
26		268,600	204,800	169,500
27		272,200	210,500	173,600
28		275,800	215,700	177,600
29		279,400	220,700	181,500
30			224,400	185,100
31			227,700	188,200
32			230,800	191,200
33			233,300	193,500
34			235,700	195,800
35			238,100	198,000
36			240,500	200,200

別表第一の三十五「14号給」を「13号給」に、「15号給」を「14号給」に、「18号給」を「17号給」に変更する。

附 則

この規則は、昭和五十五年七月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下曳田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する字の名称</p> <p>大字曳田字小荒</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年三月十四日現在の地番による。）</p> <p>大字曳田字小荒のうち二九、三〇、三四、三五、三九、四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字曳田字大荒のうち八四の二、八五の二、八六の一、八六の三、八七の一、八七の五から八七の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字曳田字土居尻</p> <p>大字曳田字土居尻りのうち九六の二、九六の五、九六の七、九六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字曳田字城之前</p> <p>大字曳田字笛吹</p>	<p>大字曳田字城之前のうち二六五の一部並びに二六四内第一及び二六五と一体をなす国有地以外の区域、大字曳田字大荒八六の一の一部、八六の三、八七の一、八七の五、八七の六の一部、八七の七の一部、八七の八及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字土居尻り九六の二、九六の五、九六の七、九六の八及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字澤田のうち二六九の一から二六九の三までの一部、二七〇の一から二七〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字曳田字笛吹の全域、大字曳田字小荒二九、三〇、三四、三五、三九、四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の一と一体をなす国有地の一部、大字曳田字大荒八四の二、八五の二、八六の一の一部、八七の六の一部、八七の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字城之前二六五の一部並びに二六四内第一及び二六五と一体をなす国有地の一部、大字曳田字澤田二六九の一から二六九の三までの一部、二七〇の一から二七〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字走り出二八九、二九〇、二九一、二九二、二九一、二九一第一及びこれらと一体をなす国有地、大字曳田字堀下五〇九の一部、五一二の一部、五一二の一、五一二の二の一部、五一二の三の一部、五一三、五一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字曳田字塚ノ上五一五、五一六の一部、五二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字曳田字走出山一一五六</p>	<p>大字曳田字走り出</p> <p>大字曳田字堀下</p>	<p>大字曳田字走り出のうち二八九、二九〇、二九一、二九一内第一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八七の三及び二八九と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字曳田字堀下のうち四九七の一部、五〇一の一部、五〇二、五〇三の一部、五〇六の一部、五〇九</p>

<p>大字曳田字塚ノ上</p>	<p>の 一 部、五 一 一 の 一 部、五 一 二 の 一、五 一 二 の 二 の 一 部、五 一 二 の 三 の 一 部、五 一 三、五 一 四 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 以 外 の 区 域、大 字 曳 田 字 塚 ノ 上 五 一 六 の 一 部、五 一 七、五 一 八 の 一 部、五 一 九 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地、大 字 曳 田 字 諏 訪 五 五 五 の 一 部、五 五 七 及 び 五 五 八 並 び に 五 五 五 及 び 五 五 七 以 上 五 六 一 まで と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 大 字 曳 田 字 堤 下 五 〇 四 の 二 及 び 一 二 〇 五 の 二 並 び に 一 二 〇 五 の 二、一 二 〇 六 及 び 一 二 〇 九 の 三 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部</p>
<p>大字曳田字諏訪</p>	<p>大 字 曳 田 字 塚 ノ 上 の うち 五 一 五、五 一 六 の 一 部、五 一 七、五 一 八 の 一 部、五 一 九 の 一 部、五 二 九 の 一 部、五 四 四 内 第 一 の 一 部、五 四 四 内 第 二 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 五 四 三 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域 並 び に 大 字 曳 田 字 堤 下 五 〇 一 の 一 部、五 〇 二 の 一 の 一 部、五 〇 三 の 一 部 及 び 五 〇 六 の 一 部</p>
<p>大字曳田字清水尻</p>	<p>大 字 曳 田 字 諏 訪 の うち 五 五 五、五 五 七、五 五 八 及 び 五 七 四 の 二 並 び に 五 五 五 及 び 五 五 七 以 上 五 六 一 まで と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 以 外 の 区 域</p>
<p>大字曳田字走出山</p>	<p>大 字 曳 田 字 清 水 尻 の 全 域、大 字 曳 田 字 堤 下 四 九 七 の 一 部、五 〇 一 の 一 部、五 〇 二、五 〇 二 の 一 の 一 部、五 〇 三 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地、大 字 曳 田 字 塚 ノ 上 五 四 四 内 第 一 の 一 部、五 四 四 内 第 二 の 一 部 及 び こ れ ら と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 五 四 三 と 一 体 を な す 国 有 地 の 一 部 並 び に 大 字 曳 田 字 諏 訪 五 五 五 の 一 部 及 び 五 七 四 の 二</p>
<p>大字曳田字堤下モ平</p>	<p>大 字 曳 田 字 走 出 山 の うち 一 一 五 六 以 外 の 区 域</p>

をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名

大字曳田字澤田

鳥取県告示第五百三十九号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十五年七月一日から施行する。

昭和五十四年六月鳥取県告示第五百五十九号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和五十五年六月三十日限り廃止する。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

統制額	大 人	中 人	小 人	洗 髪 料
	百七十五円	八十円	四十円	四十円
	(十二歳以上の者)	(六歳以上十二歳未満の者)	(六歳未満の者)	(十二歳以上の者)

鳥取県告示第五百四十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（瀬地区ほ場整備）事業計画の変

更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年六月二十三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る下曳田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の一（次の図に示す部分に限る。）、七八三の三から七八三の一二まで、大字大呂字ハセツコフ九六六の一

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、伐採を禁止する。

智頭町大字芦津字カツラガ谷ヨリ大東仙七八三の八、七八三の

九に所在する森林

(2) その他の森林については、主伐は、択伐とする。

(3) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二I 保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字杣小屋ヨリ門口迄九三四の一五七、九三四の一六六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、九三四の一二三、九三四の一三二から九三四の一三五まで、九三四の一三八から九三四の一四二まで、九三四の一四五から九三四の一四九まで、

九三四の一五二から九三四の一五六まで、九三四の一六三から九三四の一六五まで、九三四の一六七から九三四の一六九まで

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐とする。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画に定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場又は河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

登録番号 二百二十五	生産事業者の氏名 中原 一義	生産事業者の住所 東伯郡三朝町大字 俵原二一九	生産事業の内容 穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称 中原 一義 苗畑	事業所の所在地 東伯郡三朝町大字俵原
---------------	-------------------	-------------------------------	-----------------------------	--------------------	-----------------------